

【施設基準】

施設基準とは、医療法で定める医療機関及び医師等の基準の他に、健康保険法等の規程に基づき厚生労働大臣が定めた、保険診療の一部について、医療機関の機能や設備、診療体制、安全面やサービス面等を評価するための基準になります。

当院では、以下の施設基準を九州厚生局に届け出ています。

基本診療料の施設基準等に係る届出	受理番号
1 療養病棟入院基本料（夜間看護加算）	（療養入院）第 62 号
2 診療録管理体制加算 2	（診療録 2）第 100 号
3 療養病棟療養環境加算 1	（療養 1）第 5 号
4 医療安全対策加算 2（医療安全対策地域連携加算 2）	（医療安全 2）第 58 号
5 感染防止対策加算 2	（感染防止 2）第 55 号
6 データ提出加算 1	（データ提）第 85 号
7 入退院支援加算 1	（入退支）第 125 号
8 認知症ケア加算 1	（認ケア）第 4 号
9 回復期リハビリテーション病棟入院料 1	（回 1）第 11 号

特掲診療料の施設基準等に係る届出	受理番号
1 薬剤管理指導料	（薬）第 81 号
2 C T 撮影及び M R I 撮影	（C・M）第 282 号
3 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）	（脳Ⅰ）第 6 号
4 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）	（運Ⅰ）第 34 号
5 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）	（呼Ⅰ）第 17 号
6 酸素単価	（酸素）第 68699 号

食事療養費に係る届出	受理番号
1 入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）	（食）第 367 号

2019 年 3 月現在